

令和5年5月1日

保護者様

千葉県立東総工業高等学校長

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について（お知らせ）

このことについて、千葉県教育委員会から、令和5年4月28日付で通知がありました。新型コロナウイルス感染症についての基本的な対応は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症が流行する以前に、日常の学校生活において行われていた対応を基本とする。

2 感染した場合

「出席停止」です。症状がある場合の出席停止の期間は、「発症した日を0日として、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。無症状の場合、「検体を採取した日を0日として、5日を経過するまで」です。いずれの場合も登校の際に、所定の欠席届を提出ください。

なお、出席停止解除後に登校する際は、発症から10日を経過するまでは、できるだけマスクを着用するように心がけてください。

※ 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。

3 発熱やのどの痛み、咳等の普段とは異なる症状がある場合

安易に欠席をすることはせず、症状が軽微な場合は登校をしてください。感染症の疑いがある場合には、医療機関への受診をお願いします。

4 感染が不安な場合

感染が不安なだけでは、欠席となります。同居家族に特別な事情がある場合などは、事前に担任へ相談をいただき、状況を判断の上、出席停止の扱いとする場合があります。

5 その他

濃厚接触者の特定は行われなくなります。同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、生徒に症状がない場合は、行動制限はないので、登校させてください。

※ 不明な点は、担当まで御連絡ください。

担当 千葉県立東総工業高等学校 教頭 阿曾 雅 泰 電話 0479-62-2522
--